

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日に会社A（以下「会社」という。）に雇用され、会社のB店の勤務を経て、平成○年○月から会社のC店（以下「事業所」という。）に配属され、クリーニング作業員としてワイシャツプレス機を使用したプレス作業等に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、事業所から普通乗用自動車を運転して帰宅する途中、同日16時30分頃、D市内において民家のコンクリート塀に衝突して停車し、意識不明のところを発見された（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日E病院に救急搬送され、「心肺停止、心室細動、低酸素性脳症」と診断された。

請求人は、上記疾病は通勤上の事由によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は、請求人の疾病は通勤上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した「心肺停止」が通勤上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、本件事故による外傷（胸部打撲、肋骨骨折）が原因で心肺停止を発症した旨主張している。

この点、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「肋骨骨折を認める。目撃者がおらず心室細動に伴う意識消失からの事故か、事故による胸部打撲に伴う心臓震盪であるか確定はできない。心臓カテーテル検査、心筋生検所見等から心室細動を発症しうる心疾患を認めないことから、打撲に伴う心臓震盪の可能性が考えられる。」と述べている。

一方、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「請求人は、シートベルトを着用して車を運転していたので、コンクリート壁に衝突時、ハンドルに胸部を打撲した可能性は低いと判断する。ハンドルによる胸部打撲に伴う心臓震盪・心室細動とするなら、胸部にそれ相当の外傷が認められると考える。しかし、救急隊到着時、請求人に外傷は伴わず、E病院に搬送時にも外見上は胸骨圧迫部の陥凹以外、明らかな外傷は認めていない。以上より打撲による心臓震盪、心室細動は否定的と考える。」と述べている。

当審査会は、本件事故における車両の損傷状況、交通事故発生現場写真から、本件事故の程度が軽微であったこと、救急隊出動状況記録、診療録等の医証から、肋骨骨折は心臓マッサージでしばしば見られることを勘案すると、G医師の意見が妥当であって、本件事故によって請求人が胸部打撲による心臓震盪、心室細動を起こし、心肺停止（以下「本件疾病」という。）に至ったものとは

認められないと判断する。

したがって、本件事故直後の身体の損傷状況、すなわち、救急隊到着時外傷は伴わず、E病院搬送時にも外見上は胸骨圧迫部の陥没以外、明らかな外傷は認められなかったことからすると、本件疾病が本件事故によって発症したものと認めることはできず、本件疾病は通勤に起因する疾病と認めることはできないものと判断する。

(2) 以上を踏まえ、請求人の本件疾病が業務に起因するものか否かについて、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）に基づき検討する。

ア 発症直前から前日までの間において、請求人が発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

イ 次に、監督署長の認定した労働時間集計表をみると、本件疾病発症日である平成○年○月○日の1週間前までの間において、請求人の時間外労働時間数は十数分程度であり、休日も確保されていることから、発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労していたとは認められない。また、発症前おおむね6か月間についてみても、被災者の時間外労働時間数は0時間34分から8時間02分の間で推移しており、認定基準上発症に影響するとされている月平均45時間以上の時間外労働は認められず、発症前の長期間（発症前おおむね6か月）にわたって、特に過重な業務に就労したとも認められない。

したがって、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとも認めることはできないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であってこれを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。